

取手市運送事業者等事業 継続支援金のご案内

市民の日常生活に必要不可欠な公共交通の運行や物資の輸送等について、原油高の影響を受けている事業者に対し燃料費相当の一部助成を行うことでその維持を図り、市民生活の安全安心の確保につなげることを目的とした事業です。

【申請受付期間】

令和4年10月17日(月)から令和5年1月31日(火)まで(必着)

【対象事業】

(1) 貨物自動車運送事業 (貨物自動車運送事業法第2条第1に規定する事業)
(2) 貸切バス事業 (道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業)
(3) タクシー事業 (道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業)
(4) 自動車運転代行業 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業)

【申請要件】以下ア～エの全てを満たしていること

(ア) 必要な許可または認可を有し、申請日時点においても事業を継続しており、支援金の受領後も事業を継続する意思があること
(イ) 申請車両の車検証に事業用の記載があり、使用の本拠の位置が市内の住所になっており、有効期限が申請日以降であること
(ウ) 取手市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと
(エ) 市の実施する福祉運送等支援事業補助金、じん芥・し尿・廃棄物収集運送事業者支援事業補助金、地域公共交通等支援事業補助金の支援を受けていないもの

【支援金の交付額】

対象事業	車種別補助金額	上限額
貨物自動車運送業 (一般・特定・軽)	大型・(準)中型 12万円/台	1事業者当たり100万円
貸切バス事業	普通・大型自動二輪車 普通自動二輪車 (125cc 超に限る)	
タクシー事業 (介護タクシー含む)	6万円/台	
自動車運転代行業		

【申請に必要な書類】

	貨物自動車運送事業	貸切バス事業	タクシー事業	自動車運送代行業
支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)	○	○	○	○
交付対象車両一覧(様式第2号)	○	○	○	○
交付対象車両全ての車検証の写し (125cc超250cc以下のバイクは車検証がないため軽自動車届出済証の写し)	○	○	○	○
支援金の振込先口座が確認できる通帳等の写し (法人は法人名、個人事業主は個人名)	○	○	○	○
市内に本社又は営業所があることがわかる書類の写し (以下の書類の内いずれか1点) 法人:確定申告書別表一、法人設立届出書、履歴事項全部証明書等 個人:個人事業の開業・廃業届出、直近1年分の確定申告書第一表等 (上記以外にも確認書類としてふさわしいものであれば必要書類と認める)	○	○	○	○
本人確認書類(運転免許証等)(※1個人の場合に限る)	○※1	○※1	○※1	○※1
貨物自動車運送事業の許可証の写し	○			
一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し		○		
一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し			○	
公安委員会からの運送代行業の認定書の写し				○
対象車両全ての写真 (ナンバープレートと車体に掲示する認定番号が明確に写っているもの)				○
リース契約書の写し (※2リース契約車両がある事業者に限る)	○※2	○※2	○※2	○※2

【申請方法】

新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。(窓口可)
普通郵便でも可能ですが、簡易書留など追跡の可能な郵送方法の利用を推奨いたします。

お問い合わせ先

〒302-0021 取手市寺田5139番地

取手市役所 本庁舎4F 産業振興課 商工観光係

☎0297-74-2141 内線:1443

受付時間:平日8:30から17:15まで(土日祝を除く)

※このチラシは概要です。詳細については必ず取手市HPをご覧ください。



ホームページはこちら

取手市運送業者等事業継続支援金

検索